

NPO法人多摩市民法務支援センター 公開セミナー

労働保険の年度更新

「年度更新の初歩の初歩」

日時:平成20年4月17日(木) 午後6時30分から7時30分まで

場所:府中市市民会館

講師:社会保険労務士 山崎久男

年度更新の初歩の初歩

1、年度更新とは

労災保険と雇用保険は、毎年5月20日までに前年度の保険料を計算し、その確定した保険料と当年度のおよその保険料を申告・納付するしくみになっています。これを「年度更新」といい、原則として会社の所在地を管轄する労働基準監督署で手続きを行います。

2、申告書作成のための前提知識（基本用語の解説）

①労働保険

労災保険と雇用保険をまとめて労働保険といいます。労災保険は、事業場に使用されるすべての労働者が対象になりますが、雇用保険は一定の条件を満たした労働者だけが対象となるため、保険料の基礎となる賃金の計算方法が少し違ってきます。どちらも会社の取締役など「労働者でない人」は加入することができません。

②確定保険料

前年の4月から当年の3月までに支払った賃金の総支給額に保険料率を乗じて計算した保険料のことです。平成19年から「一般拠出金」も上乗せして支払うことになりました。

③概算保険料

労働保険料は「今年度の賃金総額はこれくらいになりそうだから、保険料は大体こんなもんだろう」という見込の金額で、その年度の分を前もって支払う形式になっています。この保険料のことを概算保険料といい、前年度の保険料額から大きくずれていない場合は、前年度の確定保険料と同額を納めることとなります。そして翌年の年度更新の際に見込額と実際の確定額とを比較して、差額を「追加納付」「充当」「還付請求」で精算することとなります。

④追加納付・充当・還付請求

前年度の概算保険料が確定保険料よりも少なかった場合、差額を追加で納付します。申告書ではこの金額を「不足額」の欄に記入し、当年度の概算保険料とあわせて納付します。逆に概算保険料が確定保険料よりも多かった場合は、差額を返してもらうことになり、これを「還付額」の欄に記入して、会社の口座に振り込んでもらうこととなります。しかし実際には還付額が次の年度に納める概算保険料を下回ることが多いため、還付されるべき保険料を当年度の保険料に充当するケースが多くなります。差

額が「充当額」の欄に記入した金額よりも大きい場合に「還付額」の欄に記入するのが一般的です。

⑤一般拠出金

平成19年度から、石綿被害者救済等のため、労働保険の加入事業所に対して、支払賃金の0.005%の割合で計算した一般拠出金が課されることになりました。石綿被害者とは関係のない事業所も納付する必要があります。

⑥労災保険率

労災保険は事業の種類に応じて保険料率が異なります。労災事故が起きた際の被害が大きいと想定される事業ほど料率が高いという傾向があります。保険料率は、都道府県労働局から送付される申告書にあらかじめ印字されています。

⑦雇用保険料率

雇用保険に加入している従業員に支払った賃金については、その額の1.5%の料率で計算した雇用保険料を納付します（一般の事業の場合。建設業・農林水産業等は料率が異なります）。このうち0.6%は事前に従業員の給与から控除（源泉徴収）していますので、会社負担分は0.9%となります。

⑧継続事業・有期事業

建設工事など一定の期間が経過すればその場所での事業が終了するものを「有期事業」といい、それ以外の事業は基本的に会社が解散するまで継続して営業を行うため「継続事業」といいます。年度更新の申告手続きは継続事業の場合に行い、有期事業は原則として工事開始のつど保険料を申告することになります。しかし小規模の工事を開始するたびに保険料の計算と申告納付を行うのは事務手続きが煩雑であるため、1年分の有期事業をまとめて継続事業と同じように扱い、保険料もまとめて「一括有期事業」として申告することが認められています。

本来、一括有期事業では個々の事業が継続的に行われていなければならないのですが、実務上は、年に1～2度だけの有期事業で継続性がなくても一括して申告することができます。

⑨労務費率

建設の事業では、労働者に支払った賃金等を把握できない場合は、請負金額に一定の乗率をかけて賃金総額とすることが認められています。この一定の乗率のことを「労務費率」といいます。請負金額3,000万円の一般建設事業では労務費率が24%になりますので、賃金総額を、 $3,000万円 \times 24\% = 720万円$ として労災保険料を計算することができます。

⑩延納

労働保険料は、毎年5月20日までにその年度の分を前払いするのが原則ですが、保険料総額が40万円以上の場合は、3回に分けて支払うことができます（労災保険と雇用保険の両方に加入している場合。一方だけの場合は20万円以上）。これを延納といい、1回目は5月20日、2回目・3回目はそれぞれ8月・11月末日（休日の場合は翌日）が納期限となります。ただし延納が認められるのは概算保険料のみで、確定保険料（の不足分）と一般拠出金は1回目にすべて納付しなければなりません。

3、賃金額の集計

労働保険料を計算する場合の基礎となるのが従業員に支払った賃金総額になります。継続事業では、前年度の4月から3月までに支払った給料・賞与・残業手当・通勤手当など（いずれも税引前）が算定の対象となります。除外できるのは、見舞金・解雇予告手当・出張旅費などに限られます。これらの賃金1年分を集計してこれに保険料率をかけたものが確定保険料となります。

賃金総額のうち「雇用保険に加入している労働者に支払った賃金」が雇用保険料の計算対象になります。労働時間が週に20時間未満のパート・アルバイト等については労災保険料のみ納付すればいいことになります。

建設業などでは、下請分も含めた賃金総額で保険料を計算するため、個々の労働者に支払った賃金ではなく、「請負金額」をもとに計算するのが一般的です。請負金額に「労務費率（事業の種類により19～40%）」を乗じて賃金総額を計算し、それに保険料率をかけたものが労災保険料になります。雇用保険に加入している従業員がいる場合は、別に雇用保険料のみの申告書を作成します。（通常、一括有期事業とは異なる労働保険番号を取得しますので、労働局から申告書が2通送られてくることになります）

4、申告書の作成

賃金総額の集計が終わったら、申告書に転記し、確定保険料を計算していきます（資料を参照のこと）。一括有期事業では、申告書の添付書類として「一括有期事業報告書」と「一括有期事業総括表」も作成します。

5、申告書の提出と保険料の納付

申告書ができたら労働基準監督署に提出します。1枚目のOCR用紙は労基署に提出し2枚目が会社控になります。下段の納付書（領収済通知書）はそのまま返却され、後日、最寄の金融機関で保険料を納付することになります。一定金額（通常は300万円）以下の保険料であれば労働基準監督署の窓口で納付することもできます。

銀行や郵便局などで保険料の納付と同時に申告書を受け付けてくれるところもありますが、申告書を労働局に回送せずそのまま返却してしまう金融機関もまれにありますので、必ず「申告書の受理も同時に行っているか」を確認してから納付した方がいいでしょう。なお、納付額がゼロまたは還付金が発生する場合は金融機関では受付してくれませんので、労働基準監督署や都道府県労働局へ申告することになります。



資料 申告書の書き方

都道府県労働局から郵送された申告書をベースに一般的な申告書の記入方法を説明していきます。

【1】継続事業

(1) ④常時使用労働者数・⑤雇用保険被保険者数・⑥免除対象高年齢労働者数

「常時使用労働者数」は前年度の1ヶ月あたりの平均労働者数を記入します(パートやアルバイトも含む)。**現在在籍している従業員数ではありません**ので注意が必要です。端数は四捨五入して整数で記入しましょう。そのうちハローワークに資格取得届を提出した人(週20時間以上勤務する従業員)が「雇用保険被保険者数」になります。年度途中で入退社した人も含みますので、ここも平均値で計算します。雇用保険被保険者のうち、前年4月1日に64歳以上だった従業員は雇用保険料が免除されますので、その人数を「免除対象高年齢労働者数」の欄に記入します。

(2) ⑧保険料・拠出金算定基礎額

従業員全員が雇用保険に加入していて、全員64歳未満の場合は(イ)欄に支払った賃金総額を記入し(千円未満切り捨て)、⑨(イ)の料率を掛けて⑩(イ)に確定保険料を記入します(1円未満切り捨て)。(ロ)から(ホ)欄は空欄にします。

「正社員64歳未満50000千円、正社員64歳以上10000千円、パート20000千円(パートは雇用保険非加入)」が賃金総額の場合は、(イ)は空欄となり、(ロ)に80000、(ハ)に60000、(ニ)に10000、(ホ)に50000と記入し、それぞれに⑨の料率を乗じた額を⑩に記入します。労災保険率4.50、雇用保険率15.00の場合は、⑩欄はそれぞれ、(ロ)360000、(ニ)150000、(ホ)750000となり、最後に⑩(ロ)と⑩(ホ)の合計額1110000を⑩(イ)に記入します。

(3) 一般拠出金

⑧(イ)または(ロ)に記入した数字をそのまま書き写し、0.05をかけて⑩に記入します(1円未満切り捨て)。

(4) 概算保険料の欄(⑫~⑭)

今年度の賃金総額の見込が前年度の50%~200%の範囲になりそうな場合は、上段の⑧から⑩欄の数字をそのまま書き写します。平成20年度は保険料率の変更がありませんので、⑭欄も⑫欄と同額になります(平成19年度中に新しく64歳となった労働者がいる場合を除く)。

50%~200%の範囲に収まりそうな場合であっても、今年度の賃金額が予想できる場合はその金額を書いても構いません。上記(2)のケースで、「パートのうち一部を正社員に登用し、正社員64歳未満60000千円、正社員64歳以上10000千円、パート16000千円になる見込である」という場合は、⑫(ロ)86000、(ハ)7000

0、(ニ) 10000、(ホ) 60000、⑭(ロ) 387000、(ニ) 150000、(ホ) 900000となり、保険料総額⑭(イ)は1287000と記入します。予算等の関係でより正確な金額を把握したい場合はこのような処理にするとよいでしょう。

(5) ⑰延納の申請

⑭(イ)の概算保険料が40万円以上の場合は「3」を記入し、それ以外は「1」を記入します。

(6) ⑱～22

それぞれ与えられた算式にしたがって計算していきます。次の点に注意して記入していけばミスが少なくなるでしょう。

・過払いの保険料はまず「充当額」にあて、充当する場合は、第1期から順に控除していく

- ・不足分と一般拠出金は延納できない
- ・充当してもまだ過払い分があるときは還付請求書を別に作成する
- ・還付額を計算するときは一般拠出金を考慮しない →実際に還付される「還付請求額」と申告書に記載する「還付額」は異なる

【2】建設業の場合は、申告書作成の前に「一括有期事業報告書」と「一括有期事業総括表」を作成します。

(1) 一括有期事業報告書(様式第7号)

前年度(平成19年度)に完成した元請工事のみ記載します。未完成の工事については翌年度以降に申告しますので、記載不要です。また業種番号31から38までの「事業の種類」ごとに1枚ずつ分けて記入した方があとで転記するときに便利です。

「労働保険番号」は申告書に記載されている14けたの数字をそのまま転記します。「事業の名称」「事業場の所在地」「事業の期間」は「〇〇邸新築工事」「〇〇市××町1-1-1」「19年5月1日から20年2月29日」のように記載しますが、平成18年度以前から開始しているものと、平成19年度に開始したものとを区分けして記載しなければなりません。500万円未満の工事については、「〇〇邸内装工事ほか10件」のようにまとめて記載しても構いません。また平成17年度以前に開始した工事がある場合は労務费率・保険料率が異なりますので、さらに細分化する必要があります。

各工事の請負代金を①イに記載し、注文主からの資材の提供・一定の控除対象工事用物がない場合はその金額がニの請負金額になります。請負金額に、事業ごとに定められている②の労務费率をかけて(労務费率は「一括有期事業総括表」に記載されています)、③の賃金総額を計算します。

(2) 一括有期事業総括表(別添様式)

報告書で計算した賃金総額の小計欄を転記するのが一括有期事業総括表です。事業別の

一括有期事業報告書の「請負金額」と「賃金総額」をそれぞれ「平成17年度以前」「平成18年度」「平成19年度」の3つに区分して転記します。賃金総額は千円未満を切り捨てて（下3けたの数字をとって）記入します。これに保険料率（14から129の数字をそのまま用います）を乗じて保険料額を算出します。下段の合計欄の数字が申告書に記入する算定基礎額となり、申告書の作成は基本的に継続事業の場合と同じになります。ただし、一般拠出金については、平成19年度に開始・終了した工事のみが対象ですので、一番下の⑩欄に、平成19年度分のみの賃金総額と保険料額を集計して記入します。

※一括有期事業報告書と一括有期事業総括表は労働局から送付されたものを用いる必要はありません。パソコンなどで作成し同じものを3枚印刷して申告することもできます。

※セミナーアンケートにご協力いただき、メールアドレスを記入していただいた方に当法人作成の「エクセルで簡単に作れる一括有期事業報告書と一括有期事業総括表」を後日メールで送付させていただきます。

特定非営利活動法人 多摩市民法務支援センター



〒183-0056 東京都府中市寿町1-6-2

ことぶきマンション105

Tel: 050-5538-4977

Fax: 020-4623-0054

URL: <http://www.npo-tama.net/>

e-mail: info@npo-tama.net